

## 「大和市週休2日制確保適用工事実施要領(土木工事)」に関するQ&A

### Q1 週休2日制確保適用工事の対象となる土木工事は、どのような工事を指すのか。

A1 神奈川県土木工事標準積算基準書、公共工事設計労務単価等で積算された、土木一式工事、舗装工事、造園工事、とび・土工・コンクリート工事をいいます。

### Q2 週休2日制確保適用工事の対象外となる工事は、どのような工事を指すのか。

A2 次のような場合には対象外工事としています。

<対象外工事>

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事
- ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事

(例)

- ・社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- ・作業可能期間が限られている等の工期にあらかじめ厳しい制限がある工事
- ・緊急・小規模工事及び市内一円の工事
- ・その他、発注者が週休2日制に馴染まないと判断した工事

### Q3 対象期間に含まない年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A3 年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇は、お盆期間中のうち3日間とします。

### Q4 やむを得ず「年末年始」「夏季休暇」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいのか。

A4 「年末年始」は6日間、「夏季休暇」は3日間となるように、別の日に振替える必要があります。事前に振替日とその理由について監督員と協議し、了承した場合は、振替日を含み「年末年始」は6日間、「夏季休暇」は3日間として、対象期間から除き現場閉所率を算定します。

### Q5 実施要領4-4-1(6)、5-5-1(6)「受注者の責に因らない現場作業等」とは、具体的にどのような作業なのか。

A5 次のような作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)、現場内における災害発生時の対応作業(交通開放のために土砂撤去等を行う復旧作業等)
- ・占有者(電気・ガス・水道)や国、県等発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民対応等などで、土日に行う作業(例:商店街から休日施工を要望されて土日に作業する場合など)など

### Q6 週末に、発注者からの指示で、受注者の責に因らない作業を行った場合は、どのようにして休日を確保すればよいのか。

A6 受注者の責に因らない作業を週末に行った場合は、対象期間から除外(休日の取得計算から除外)するため、代替休日を確保する必要はありません。

**Q7 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日と扱えるのか。**

A7 実施要領4 4-1(7)「現場閉所日」のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

**Q8 実施要領4 4-1(7)「現場閉所日」ただし書きの「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業か。**

A8 具体的には次の作業が考えられます。

- ・ 現場内の定期的な巡回パトロール
- ・ 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)、現場での災害発生時の対応作業
- ・ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ・ 現場内の交通誘導警備

**Q9 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められるのか。**

A9 実施要領4 4-1(7)に記載のとおり、降雨、降雪、強風等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

**Q10 降雨で休工とした平日の振替として、週末(土・日曜日)に作業を行う場合の考え方について教えてほしい。**

A10 週末(土・日曜日)に作業を行う場合があったとしても、実施要領4 4-1(6)「対象期間」の全体において、現場閉所割合が 28.5%(4週8休)以上となる場合には、実施要領4 4-1(3)「4週8休以上」の達成となります。

**Q11 祝日はどのように取り扱えばよいのか。**

A11 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所日として取り扱いします。

**Q12 5月の「大型連休」中の休工日は、どのように現場閉所率の算定を行うのか。**

A12 大型連休中の休工日は、現場閉所日とし、対象期間に含めて現場閉所率の算定を行います。

**Q13 週休2日の確保を理由に、工期延長は認められるのか。**

A13 週休2日の確保を理由にした工期延長は認められません。

ただし、次に示すような場合が生じた際は、受注者からの申し出があれば、必要に応じて工期延長について協議してください。

- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件変更が生じた場合
- ・ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

**Q14 工期延長した場合の週休2日の考え方はどうなるのか。**

A14 工期延長した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延長されます。延長した期間も含め、実施要領4 4-1、実施要領5 5-1「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施することになります。

**Q15 週休2日を達成した場合、又は未達成の場合、工事成績評価において加減点されるのか。**

A15 週休2日の達成、未達成による工事成績評価の加減点は行いません。

**Q16 工事途中で、通期の週休2日が達成できないことが判明した場合どの様に対応すればよいのか。**

A16 工事途中で、通期の週休2日が達成できないことが判明した場合や、発注者から取組は困難であると伝達され、これを承諾した場合には、その日までの現場閉所状況を、「現場閉所履行報告書」(別紙2)により監督員に報告することになります。  
また、達成が困難であることが判明した日以降は、「現場閉所実績報告書」(別紙1)の提出は不要です。

**Q17 現場閉所率の達成状況は、月単位で確認、整理するのか。**

A17 対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はありません。工事着手日から、現場完了日までの対象期間で現場閉所日数を整理することとなります。

**Q18 現場完成日が工期の10日前になってしまう場合でも、「現場閉所履行報告書」の提出は、現場完成日以降となるのか。**

A18 原則として、工事完成届完成年月日から20日以上前を現場完成日として、現場完成日に提出していただくこととしています。  
このことから、工事の進捗状況により、現場完成日が20日以上前より後になる場合であっても、「現場閉所履行報告書」については、工事完成届提出日の20日以上前に提出することといたします。この際、「現場閉所履行報告書」及び「現場閉所実績報告書」には、提出する日から現場完成日までの現場閉所予定日を記載したものを提出いただくこととなります。

**Q19 大和市契約規則第71条の規定に基づく請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定めるとしてありますが、変更の協議はいつまでに行えば良いのか。**

A19 監督員は、工事完成届完成年月日の20日以上前に提出された「現場閉所履行報告書」(現場閉所予定日を記載した場合も同様)により、現場閉所達成状況と達成状況に応じた請負代金額の変更について協議を行います。協議が整い次第、変更契約の手続きを進めることとなります。  
なお、手続き完了後、工事完成届完成年月日から14日以内に完成検査を実施することとなります。

**Q20 令和6年6月以前の契約工事で、令和6年7月以降も継続して施工する工事については、新たな実施要領が適用されるのでしょうか。**

A20 令和6年7月1日以降に公告し、土木工事標準積算基準書(令和6年7月1日)を適用している適用工事のみ、新たな実施要領が適用されます。

**Q21 交代制による適用工事での休日の定義はどのようなものか。**

A21 技術者又は技能労働者が、工事現場において、24 時間通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいいます。